

松江市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 17 年松江市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(行政職給料表 8 級の職員に相当する職員)</u> <u>第 24 条の 2 条例第 4 条第 5 項第 2 号の市長</u> <u>が規則で定める職員は、次に掲げる職員と</u> <u>する。</u> <u>(1) 教育職給料表の適用を受ける職員で</u> <u>その職務の級が 4 級であるもの</u> <u>(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員</u> <u>でその職務の級が 4 級であるもの</u></p>	

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6（第 23 条関係）

ア 行政職給料表 7 級以下職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	10 以上	5	4	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び第 24 条の 2 各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は給与条例第 4 条第 5 項第 1 号に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号給数は同号に掲げる職員に適用する。

イ 行政職給料表 8 級職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2 以上	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び第 24 条の 2 各号に掲げる職員に適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。